

令和2年7月10日

各位

天草信用金庫

「令和2年7月豪雨」の被災により借入金の返済が
困難になった個人のお客さまへ

このたびの「令和2年7月豪雨」により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

「令和2年7月豪雨」については、熊本県の天草市、上天草市に災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

被災により、お借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除や債務の減額を受けることができます。当金庫でも、ご相談を受け付けております。

当金庫は、「令和2年7月豪雨」による被害や影響を受けられたお客さまの復興に向け、お客さまの状況に応じたあらゆるサービスを積極的に提供してまいります。お客さまの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。